

## 倉吉市条例改廃請求書

倉吉市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例を廃止する請求の要旨

### 1 請求の要旨

#### ① 請求

令和4年9月22日市議会で議決された「倉吉市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例」を廃止し、改めて広く市民の声を生かす民主的な方法によって校名を決定すること。

#### ② 請求理由

新学校名は、公募を基に学校統合準備委員会が候補を選定し、教育委員会を経て、倉吉市議会で決定された。その結果、公募応募者341件の内150人が提案した「打吹」は採用されず、ただ1人が提案した「至誠」が採用された。

誰もが驚くこの不自然な選考結果は、令和4年10月発行「学校統合準備委員会だより第5号」において、市民の疑問に答える形で倉吉市教育委員会が説明しているが、この説明は極めて不十分で、協議過程の全てを市民に公開するには至っていない。

この説明の中に、一般常識から離れた二つの内輪のルールがあり、これを厳格に適用した結果、この新校名は採択された。

一つ目のルールは、「今回の公募は投票ではなくアイデアの募集であり、同じ校名が何件応募されても1種類です。」というものである。これは常識的に考えておかしい、内輪の取り決めである。一般市民は、「学校名を公募します、皆さんふるってご応募下さい」と言われれば、普通誰でもより多くの方が提案した名称が採用されるだろうと考える。だがこのルール適用の結果、150人という圧倒的な市民の声は意図的に無視され、ただの1案とされ、他のたった1人の提案が採用された。

二つ目のルールは、国会や市議会等の一般的な多数決ルールから外れて、委員長の2回の投票によって決定するという非民主的な取り決めである。委員長は議決に入らず、賛否

同数の場合にのみ委員長が裁決を下すというのが普通の多数決ルールである。しかし今回は、委員長を含めて初めの議決を行い、同数であったので委員長が二度目の裁決を行った。市教委は、「私的諮問機関だから問題はない」と答弁しているが、私たちは、1人だけ2回投票したこの非常識な多数決の決定は無効であると考えます。

以上、新校名は学校統合準備委員会の二つの内輪の非常識なルールによって一つの候補に絞られ決定された。それを市教委は追認し、市議会がこれを条例化したものである。従って、この条例を廃止し、改めてだれの目にも公平で民主的なルールによって校名を選び直さなければならない。

これが、先の条例を廃止し、改めて学校名を選び直すことを求める理由である。

## 2 請求代表者

(住所)	(氏名)	(生年月日)	(性別)
倉吉市			
倉吉市			
倉吉市			
倉吉市			
倉吉市			
倉吉市			
倉吉市			

上記の通り、地方自治法第74条第1項の規定により、別紙条例案を添えて条例の廃止を請求します。

令和4年10月24日

倉吉市長 広田一恭 様

倉吉市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例を廃止する条例

倉吉市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例（令和4年倉吉市条例第22号）は、廃止する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。